

平成29年4月1日

最低制限価格制度の改正について

平成29年3月14日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が改正されたことに伴い、本市の「建設工事に係る最低制限価格制度実施要領」を改正します。

1. 算定式の見直し

【算定式】

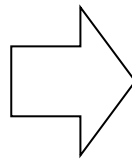
〔従来〕

直接工事費 × 95%

共通仮設費 × 90%

現場管理費 × 90%

一般管理費等 × 55%



〔改正後〕

直接工事費 × 97%

共通仮設費 × 90%

現場管理費 × 90%

一般管理費等 × 55%

【範囲】

予定価格の7/10 から 9/10

2. 実施時期

改定後の算定式については、平成29年4月1日以降、公告または指名通知するものから適用する。